

議案第 120 号

伊賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

伊賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次の
とおり改正しようとする。

令和 8 年 9 月 2 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

伊賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年伊賀
市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 13 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21
条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保
育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法
律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同
じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護す
るため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配
性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係
る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要
な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。